

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	株式会社斉藤建設	茨城県土浦市宋塚町1677-1

2 入札参加資格停止措置期間 令和7年1月8日から令和7年2月7日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社斉藤建設は、茨城県土浦土木事務所つくば支所発注の下水道管渠工事（つくば市島名地内）において、令和5年9月7日、下水道管布設作業の際、転落の恐れのある開口部へ転落防止措置を実施していなかったことなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が死亡する事故を生じさせた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第3第7号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（一般工事等）」に該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第3第7号 ウ 安全管理の措置の不適切により工事関係者に死亡者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月